

平成26年度

## 第4回佐久市国民健康保険運営協議会議事録

日 時 平成26年11月10日（月）午後1時30分～午後3時00分

場 所 消防署 3階 講堂

出席委員 14名  
公益を代表する委員 6名  
保険医等を代表する委員 4名  
被保険者を代表する委員 2名  
被用者保険等の保険者を代表する委員 2名

欠席委員 6名  
事務局 5名

## 1 開会

## 2 会長あいさつ

## 3 議事録署名委員の指名

小林一成委員、臼田仁一委員

## 4 協議事項

### (1) 中間報告の結果について

- ・資料に基づき中間報告及び意見集約結果の概要説明。
- ・9月議会に提出された陳情が「不採択」とされた議会審議の結果報告。

(会 長)

はい、ありがとうございます。

ただ今、事務局より中間報告において提出された意見およびそれに対する考え方の報告がありました。

これまでに行ってきました税率案に対する意見でも結構ですので、委員の皆さんからご意見等ありましたら、お出してください。

(委 員)

当協議会で答申したからと言って、税率案は市議会で基本的には決めると考えてよいでしょうか。

個人的な意見として、国保以外の7割強の人も65歳から74歳には国民健康保険に加入する期間があるわけですから、今若い人たちも広い意味で国保に加入すると考えられる訳です。私は、今回の引上げ幅の17%はやはり高いと感じます。

世界最高健康都市を掲げている佐久市が、他市より税率が高くなるのは個人的にちょっと気になります。

この17%を半分にして、残りの半分の市予算から一時的にでも借りてくるというわけには行かないのでしょうか。

消費税値上げになると、来年4月から国保税が引き上げられ、10月から消費税では、負担が強すぎるような気がしますので、消費税が上がるのであれば、上げ幅を2分の1にして、市の予算を補てんして欲しいという個人的な意見です。

(事務局)

まず65歳から75歳の方は必ず国民健康保険に加入するから、市の一般会計から借り入れや市の予算を補てんするというところでございますが、国保は、国保特別会計を設置して運営をしております。

そして、佐久市では平成20年度から国保税を、所得割・資産割・均等割・平等割をそれぞれ据え置いて運営してきました。しかし、国保の事業基金が枯渇する見込みの状況がございますので、今後も健全な国保運営のため、まずは、国保加入者の方に

今回の引き上げをお願いしたいと考えております。

また、65歳から74歳までの方に対しましては、前期高齢者納付金というもので、国保加入者以外の医療保険の被保険者が国保を支えている状況があります。

これは、国保には、会社を退職して加入する機会が多いことから、前期高齢者の方の加入が多くなります。このため、国保の医療費がどうしても高くなることから、社会保険などの被用者保険の加入者は、被保険者数等に応じて社会保険診療報酬支払基金というところに納付金として拠出し、そこから国保は前期高齢者交付金として交付を受けています。

社会保険等に加入されている方は、国保に対してある意味、既に負担をしている状況がございますので、そこに、一般会計等から基準外の繰入れをするという事になりますと、二重の負担が生じることにもなるかと思えます。従いまして、一般会計からの繰り入れにつきましては、慎重に判断すべきで、今回の改正では繰入れをしない方向で税率を改正したいと考えているところでございます。

それと、他市の状況にご意見をいただきました。

確かに、ご指摘の市は、国保税額が19市の中で一番低いところに位置しておりますが、平成27年度からの税率改正に向けた事務を進めている状況と聞いております。

当市同様に、12月議会に税率改正案につきまして上程をしていきたいというようなスケジュールを考えているようでございます。

ただ、この改正後の税率が佐久市と比べた場合、どちらが高くなるかは、この場でお答えできませんけれど、そのような状況があるということでご理解をいただければと考えております。

回答は以上でよろしいでしょうか。他に漏れている点はございませんか。

(委員)

結構です。わかりました。

(会長)

よろしいですか。それでは他にご意見はありますか。

<他に意見なし>

(会長)

特に意見がないようですので、委員の皆さんに最終確認をさせていただきます。

当協議会といたしまして答申する税率案は資料4Pの「税率案A」とすることによりよろしいでしょうか？

よろしければ拍手をもってご承認をお願いします。

<拍手>

拍手多数ですので、協議会では税率案Aを答申することとします。

(会長)

引き続きまして、「(2) 答申(案)について」のご協議をお願いします。

<答申(案)配布>

それでは事務局より説明をお願いします。

(事務局)

答申案の朗読により説明。

(会 長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より答申案の説明がございました。委員の皆さんからご意見等お出してください。

(委 員)

付帯意見の(2)についてです。

税率改正の主な要因が「医療費の上昇にあることから」とありますが、医療費の上昇の主な原因は高齢化に伴うことです。ですから、税率改正の主な要因が、「高齢化に伴う医療費の上昇にあることから」と文章を改めてもらいたいという意見です。

(事務局)

今のご意見のとおり、「高齢化に伴う医療費の上昇」と文章を修正して、改めてお諮りをさせていただきます。

(会 長)

他にご意見ございませんか。はいどうぞ。

(委 員)

低所得者世帯の負担をできる限り抑えることと、国保税の未納の問題ですね。それで収納を徹底していただくようお願いしたいと思います。

収納につきましては、本当に払えない人は保護してあげなければいけません、払える人で未納の場合、そういう未納に関しては、徹底して徴収対策をして欲しいです。

それと、先日、市の「健康のつどい」で感じていることですが、その時の歯科健診にこられる人は非常に健康状態がいい人がほとんどだと思っています。

悪い人は健診に来ない。自分の健康に興味とか関心のある人はどんどん健診を受けたりしますが、本当に悪い人は健診を受けない人が多い。

そういう人たちの対策をしていかなければならないと感じていますが、その点を十分検討していただきたいと思います。

(事務局)

貴重なご意見をありがとうございました。徴収に関しましては、市の収税課で担当しておりますが、来年度はその収納体制の充実をしていきたいと考えているところでございます。

齲歯の口腔内の環境の良くない人が、健診に出てこない。あるいは、健診を受けてほしい人が受けてもらえない。それが医療費の高騰につながってしまうというご心配でございました。私たちも同様の考え、その印象を受けております。

ですから、これは国保だけの問題ではなくて、健康づくり推進課など関係課が連携して、一緒に検討していかなければならないという認識でおります。

来年度以降も、歯科だけではなく、健康診断、特定健診等の受診率向上に向け知恵を絞っているところでございます。

(委員)

前々から、国保税をできれば上げないでやっていけば良いと思っていたわけですが、そうもいきませんので、やむをえないと思います。

いずれにしましても、負担をする若い人がいない世帯では、さらに大変になる。

将来的に、これをもっと税を上げなければいけないということになっていくのではないかと思います。

協議会委員の研修会に行ったときにも、消費税8%に上り、またすぐ2%上がるようですが、消費税を10%にしても、社会保障経費はまだ足りずに17%ぐらいにしないと社会保障に追い付かないという話でした。

そういう中で、今回の税率を上げる議論がされているわけですが、平成27年度・28年度という2年間の改正という事はこれまで説明等されておりますが、平成29年度から国保を広域化するという事について、今回の引き上げとどのような関係になるのか、また、国保税が下がるのか、上がるのか分かっている範囲で、お聞きしたいと思います。

(事務局)

平成29年度から国民健康保険の運営を都道府県に移行する関係ですが、国の社会保障審議会医療保険部会で出された中間整理ですと、平成27年の通常国会に関連の法案を出していきたいということで検討が進められている状況のようでございます。

一番関心のある国民健康保険税がどうなるのかという事が委員さんのご質問になりますが、医療保険部会に厚生労働省が提案した算定の方法は、「分賦金方式」ということだとお聞きしています。

この分賦金方式とは、どのようなものかといいますと、長野県全体で必要な保険料、これがどのくらいになるかという事を各都道府県で見通しをします。

この医療費の給付に必要な保険税を確保するために、それぞれの市町村の被保険者数、世帯数、あるいは医療費の状況など、算定方法の中身についてはこれから具体的に検討されていくことになると思いますが、それぞれの市町村の状況等を踏まえながら、佐久市はいくら国保税を集めて、納めてくださいということを県が算定します。

その税率につきましては、現在佐久市では、所得割、資産割、均等割、平等割の4つの方法で計算しておりますけれど、各自治体でも違いがありますので、保険税を計算する方式も合わせて県が標準的な税の計算方法を提示し、それに基づいて、それぞれの市町村が必要額に対する税率を考えて課税・徴収して県に納めるということになります。

また、保険事業につきましては、市町村で計画、実施をすることが適当ということが提案されていると理解しています。

平成29年度に、都道府県に移行する際には、税率改正など平成28年度中に作業しなければいけない状況が出てくるかと考えられます。

その際に、佐久市が負担すべき国保税の総額が今現在必要な分より仮に低くなれば、国保税を下げられるという事も出てくる可能性は全くないとは言えませんが、反対に

まだ必要な額が足りないという場合には、不足分の国保税について、改めて検討する必要の状況も出てきます。

現在、具体的な方法が出されていませんので、何とも申し上げることはできませんが、国や県の検討の状況を見ながら、最終的に結論をだしていくことになると思います。

(委員)

県の単位で、最終的にはみんな一律の課税方式になっていくのでしょうか。

(事務局)

国が提案した案では、県単位やそれより小さい一定の範囲で統一した税率にするということも提案されており、一つの選択として可能性はあると思います。

ただ、都道府県の中で各市町村の現行の税率の格差が小さければ、特に問題はなくスムーズに移行することができると思いますが、長野県はどちらかというと格差が大きいというふうに認識しております。税率を一律に統一することは、各市町村の負担がございまして、すぐに県全体で一律にすることは難しいのではないかと推測しています。

ただ、現在は、検討中の状況でありますので、今後の検討状況を注視してまいりたいと考えています。

(委員)

私は、おそらく、統一されると思うのですが、そうすると、佐久市として得なのは、国保税を低く設定して平成29年度に入った方がいいのか、高く設定して県に移行した方がいいのか、どちらでしょうか。今は、国において検討中で、それを注視することですが、いろんな考え方がありますので、私からは以上です。

(会長)

答えはよろしいでしょうか。(了解する)

(会長)

他に意見はありますでしょうか。

<特になし>

他にご意見等内容ですので、ただいま委員さんから付帯意見について修正意見が出されましたが、修正につきましては意見を尊重しつつ、会長に一任をしていただきたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

<意見なし>

それでは、お諮りします。答申案に賛成の方は、拍手をもって承認をお願いします。

<拍手>

拍手多数で、ご承認いただきました。したがって、協議会としては修正意見を含めた内容を答申といたします。

当協議会として、答申について決定いたしました。市への答申等、今後のスケジュールはどのようになりますか。

(事務局)

慎重なご審議、ありがとうございました。

答申でございますが、明日11日午前9時から、協議会を代表して会長から市長へ答申書を手渡していただき、協議会からの答申とさせていただく予定でございます。

いただきました答申につきましては、12月議会に、答申に基づき佐久市国民健康保険税条例の改正案を上程させていただき、議会でご審議をしていただく予定でございます。

ご承知くださいますようお願いいたします。以上です。

(会長)

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありましたが、ご意見等ありましたらお出してください。

<意見なし>

特にご意見等が無いようですので、私が協議会を代表して市長に税率改正の答申をさせていただきますので、ご承知ください。

「5 その他」につきまして事務局何かありますか。

(事務局)

議事録の署名をお二人の委員にお願いいたしました。議事録ができたところで全委員さんにお送りし、ご確認していただいた上で署名、捺印をいただきに伺いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

(会長)

委員の皆さんから何かありますか。

<特になし>

それでは他にないようですので、本日の日程はすべて終了しました。

皆様のご協力により、スムーズな議事進行ができました。ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

(事務局)

本日は大変慎重なご審議をいただきまして誠にありがとうございました。

本日ご決定いただきました答申に基づきまして今後は市議会議員の皆様は税率改正案につきまして説明をしながら、ご理解いただけるように努めてまいりたいと思います。

また合わせて、来年度の税率改正に向けました必要な手続きを進めてまいります。

答申に付されました付帯意見でございますが、すでに一部については取り組んでいるものもございますけど、より一層力を注いでまいりたいと思っております。

また、早期に関係機関と連携をとりながら、早期に着手をしてまいりたいと思っております。

本日は大変お忙しいところありがとうございました。

## 議事録署名委員

議事録抄本には議事録署名委員の署名・押印をいただいております。